

## 産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度見直しの方向性について

### 1 内閣府の動き（SDGs推進室からの情報提供）

- ・ まち・ひと・仕事創生基本方針2019の方向性が本年12月頃に示される予定で、その中で、SDGsを原動力とした地方創生が取り上げられる見込み。
- ・ SDGsの取組み推進と共に、地方創生SDGs金融を推進するための具体的手法として、「地方創生SDGs登録・認定制度」が検討されている。
- ・ 認定制度の運用体制としては、国が主導する第三者評価機関による認証と、もしくは国が指針等を示した上で地方公共団体による認証の2案が検討中。
- ・ 本市としても、国の動きを踏まえ、SDGs認定制度について検討していくこととしているが、スケジュールは未定。令和元年度中に策定に至ることはないと思われる。

### 2 今後の方向性

SDGsを取り入れた制度改正を行った場合、全庁的にSDGs認定制度が制定された際に再改正する必要が生じることから、以下の3つの対応案が考えられる。

案1 本市におけるSDGs企業認定制度の動向が明らかになるまで、現行制度を運用。

案2 SDGsの取組み評価は行わず、グレード制は見送る。現在の認定制度について以下の見直しを行う。

- (1) 現行制度の評価項目・審査基準の明確化。
- (2) 処理業者については国の優良認定制度の評価基準を取り入れる。

案3 現状の議論のとおり、3R以外の観点も評価項目に取り入れ、グレード制とするが、SDGs認定と称しない。

## 現行制度と新制度 (案) の比較 ※案 2 の場合

		現行制度	新制度 (案)
目的		・ 3 R の推進 ・ 地域社会への貢献および市民の信頼確保	
認定	有効期間	認定の日から起算して 5 年間	
	募集方法	年に 1 回	
	認定方法	書類審査・現地確認・有識者意見	
対象	排出事業者	市内に事業所を有する事業者	
	処理業者	以下のいずれも満たす事業者 ・ 市の産業廃棄物処理業者であって、かつ、市内に事業所を有する業者 ・ 産業廃棄物処理業者の許可を取得して 5 年以上経過している業者	
審査基準	排出事業者 処理業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実績・法令遵守</li> <li>◆3 R の取り組み</li> <li>(1) 取組実績 (2) 施設環境</li> <li>◆その他環境に関する取り組み</li> </ul>	<u>別紙「新制度の審査基準」のとおり</u>
インセンティブ		(認定証等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表彰 (認定証交付)</li> <li>・ 北九州市認定産業廃棄物排出事業者・処理業者の名称利用</li> <li>・ 許可証への記載 (処理業者のみ)</li> </ul> (情報発信) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページでの周知</li> <li>・ 業者検索システムにおける認定業者の表示 (処理業者のみ)</li> </ul> (優遇措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の各種支援制度に関する配慮</li> </ul>	(認定証等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表彰 (認定証交付)</li> <li>・ 北九州市認定産業廃棄物排出事業者・処理業者の名称利用</li> <li>・ <u>ロゴマークの名刺等への利用</u></li> <li>・ 許可証への記載 (処理業者のみ)</li> </ul> (情報発信) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページでの周知強化</li> <li>・ 業者検索システムにおける優良認定業者 P R 強化 (処理業者のみ)</li> <li>・ <u>事業者向け M L 等への情報発信</u></li> <li>・ <u>エコテクノでのブース設置</u></li> </ul> (優遇措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の各種支援制度に関する配慮</li> </ul>

新制度の審査基準（案）

		審査項目	排出事業者	処理業者	
必須	法令遵守	法令遵守	○	○	
	3R取組み	廃棄物の発生抑制、排出抑制、リユース、リサイクル、適正処理に関する取り組みが特に顕著である	○	○	
	廃棄物管理	事業場内の清掃等を実施し、場内を常に清潔に保っている	○	○	
		電子マニフェストを利用している	○	○	
	環境保全	市や県、業界団体が主催する産業廃棄物に関する講習会やセミナーに参加している	○	○	
		ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントに関する認証を取得している	○ (選択)	○	
	事業の透明性等	財務体制が健全である	—	○	
		役員の氏名、資本金、事業計画（内容）、直前3年間の産業廃棄物の処理量、リサイクル率、財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）に関する情報を公表している	—	○*	
選択	廃棄物管理	廃棄物の処理・リサイクルに関する作業マニュアルを作成し、社内で共有している	○	○	
		定期的に処理業者との情報共有を行っている。	○	—	
		処分先等の施設への現地調査を行っている。	○	—	
		産業廃棄物の処理フロー（二次処理先、処分先、リサイクル先含む）を把握している	○	—	
		施設の保守点検表を整備し、点検を実施している	—	○	
	環境保全	低公害型の車両や設備を導入している	○	○	
		従業者に環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境に関する有資格者がいる	○	○	
		事業場周辺で騒音や水質等の環境調査を定期的実施し、開示している	○	○	
	地域共生	清掃活動等の地域活動への参加、地域への情報公開、施設見学の受入等を行っている	○	○	
	その他	廃棄物の3R、環境保全、地域共生の観点で、その他独自の取組みを行っている	○	○	
	必須項目数			5	8
	選択項目数			10	7

（補足） ・ 網掛けは処理業者に対する国の優良認定基準

・ ※については、中小企業でも取り組みやすいよう審査基準に配慮を検討